

(別紙)

1 審査会の結論

鹿屋市長(以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となった公文書について、当該公文書が存在するか否かを答えることを含めて不開示とした決定は、妥当であると認められる。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

ア 本件の異議申立人は、条例第6条の規定に基づき、平成21年9月8日付けで、「鹿屋市職員、 が土地改良法第三条の資格者であることを証する書面」について、開示請求を行った。

イ これに対して、実施機関は、平成21年9月29日付け鹿農整第259-1号で、不開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

ウ その後、本件処分を不服として、平成21年10月7日付けで、異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、公文書不開示に不服というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書、口頭意見陳述申出書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(異議申立書)

【鹿屋市職員、 が土地改良法第三条の資格者である事を証する書面】を開示請求したら【個人の権利利益を侵害することになり答えることはできません】との回答だが、公務員個人の職務上の権利利益を侵害することは非開示の理由にならない。直ちに開示せよ。

(口頭意見陳述申出書)

は土地改良法第三条の要件を満たしていない。

(口頭意見陳述)

公務員にあつては、保護される個人情報、家族関係など限定的なものであり、本人に関して、保護されるプライバシーはほとんどゼロである。このことについては、最高裁判所の判例にも出ている。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された不開示理由説明書による説明の要旨は次のとおりである。

開示請求された公文書は、「鹿屋市職員、 が土地改良法第三条の資格者であることを証する書面」である。

三条資格者の要件は、農用地については原則として実際に耕作している者で、非農用地については原則として所有者であるとされており、土地改良法(以下「法」という。)第3条に規定されている。

三条資格が必要とされるのは、土地改良区を設立する場合及び土地改良事業計画や維持管理変更計画を認可申請する場合に組合員から同意を得なければならない場合等法に基づく手続きをするときである。

農地整備課では、事業ごとの必要に応じて農業委員会所管の農家データ基本台帳(いわゆる「農家台帳」)により三条資格者としての要件を備えているか確認を行っている。

農家台帳は、農地の所有権・耕作権など個人の情報を記載したものであり、台帳に載っていることで三条資格者としての要件を確認することはできるが、台帳自体は三条資格者であることを証明するためのものとはなっていない。

また、台帳に記載されている情報は個人に関する情報であり、条例第7条第1号に規定されている不開示とすべき個人情報に該当するので、本人及びその代理人以外の第三者が閲覧することや写しの交付を受けることはできないこととされている。

当該開示請求は、特定の者を名指しした探索的請求であり、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかに関わらず、当該公文書の存否について回答すれば、そのことだけで個人情報を開示したことと同じ結果になるものと認められる。

いわゆる、当該公文書が存在するか否かを答えること自体が個人の権利利益を侵害することになり、条例第7条第1号に規定されている不開示とすべき情報を開示することになるので、条例第10条の規定により存否を明らかにしないこととし、不開示とするものである。

また、仮に当該公文書が存在するとしても、条例第7条第1号に該当して不開示となる。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審査の経過
平成 21 年 10 月 26 日	諮問
12 月 21 日	諮問の審議(実施機関による内容説明)
平成 22 年 1 月 19 日	諮問の審議(異議申立人から意見を聴取)
2 月 8 日	諮問の審議

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書について

本件において、条例第6条の規定に基づき開示請求がなされた文書は、「鹿屋市職員、 が土地改良法第三条の資格者であることを証する書面」であるが、実施機関である農地整備課においては、このような内容の公文書は作成も取得も行っていない。また、土地改良法においては、土地改良事業に参加する資格を定めてはいるが、その事実を証する書面の作成発行等については規定していない。

イ 「公文書の存在自体に答えることを含めて非開示とする」旨の決定が条例上可能であるかどうか及び実施機関の決定が妥当であるかどうかについて

実施機関では、土地改良事業に参加する資格を有する者の要件の確認を行うにあたり、農業委員会が所管する「農家台帳」を資料として用い、確認を行っている。なお、農業委員会が農家台帳の整備を行うことについては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）や農業委員会交付金事業実施要領（昭和60年11月20日付60農経A第1141号農林水産事務次官通達）等に規定されている。

農家台帳に記載されている情報を確認すると、氏名、性別、生年月日、営農の状況等が掲載されている。これらの情報は、当然に条例第7条第1号に規定される個人情報であると認められる。なお、条例第7条第1号エにおいて、「公務員の職務の遂行に係る当該公務員の職及び氏名に関する情報」については、不開示情報から除外されているが、農家台帳に記載される情報は、対象者が公務員である、ないにかかわらず、等しく個人情報が掲載されているものであり、さらにそれらは公務と結びつく情報とは認められない。したがって、仮に公務員が対象者であったとしても、「公務員の職務の遂行に係る当該公務員の職及び氏名に関する情報」とは認められない。

また仮に、農家台帳が「土地改良法第三条の資格者であることを証する書面」であったとしても、特定の個人の情報が掲載されている農家台帳の存在を明らかにすることにより、特定個人が農地を所有している可能性、あるいは耕作を行っている可能性等が類推され、特定の個人に関する情報を明らかにすることとなるため、「公文書の存否自体に答えることを含めて非開示とする」旨の決定は、妥当であると認められる。

以上のことから、諮問実施機関が本件対象公文書について、当該公文書が存在するか否かを答えることを含めて不開示とした決定については、妥当であると判断する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。